茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

БZД	法	関係法令条文		指定工事	海口内应	違反点数	
区分	根拠条文	法	施行規則	業者規程	違反内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) 達及	て只数
① 指定要件違反	第25条の11	第25条の3	第21条	第9条第2号	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないと 事業の「休止届」又は「廃止届」を提出するよ	判明時	50 点
	第1項第1号	第1項第1号		第5条第1号	き。う指導する。指導に従わない場合は指定を取り	未対応	500 点
					消す。		
		第25条の3	第20条	第9条第2号	2. 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったと 不足している機械器具を備え付けるよう指導す	判明時	50 点
		第1項第2号		第5条第2号	き。 る。指導に従わない場合は指定を取り消す。	未対応	500 点
		第25条の3	第20条の2	第9条第2号	3. 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正 指定工事業者が個人の場合は、「廃止届」を提	未対応	500 点
		第1項第3号		第5条第3号	に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を 出するように指導する。指定工事業者が法人の		
		1		イ	適切に行うことができない者であることが判明した場合は、欠格条項に該当した役員を他の者に変		
					をき。 更した場合は処分しない。指導に従わない場合		
					は指定を取り消す。		
		第25条の3		第9条第2号	4. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であ 指定工事業者が個人の場合は、「廃止届」を提	未対応	500 点
		第1項第3号		第5条第3号	ることが判明したとき。 出するように指導する。指定工事業者が法人の		
		П		П	場合は、欠格条項に該当した役員を他の者に変		
					更した場合は処分しない。指導に従わない場合		
					は指定を取り消す。		
		第25条の3		第9条第2号	5. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わ 一律に指定を取り消す。		500 点
		第1項第3号		第5条第3号	り、又は刑の執行を受けることがなくなった日から		
		/\		<i>/</i> /	2年を経過しない者であることが判明したとき。		
		第25条の3		第9条第2号	6. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過 一律に指定を取り消す。		500 点
		第1項第3号		第5条第3号	しない者であることが判明したとき。		
		=		=			
		第25条の3		第9条第2号	7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 様々なケースがあり得るが、違反行為の内容及		
		第1項第3号		第5条第3号	(1) 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 び程度によって処分を決定する。再犯の場合又	(1)	240 点
		ホ		ホ	(2) 給水装置工事申込書を提出せずに給水装置工事に着 は悪質と認められる場合は期日を定めて警告し	(2)	50 点
					手したとき。 た上で、欠格要件に該当するとみなして指定を		
					(3) 給水装置工事に係る書類等に虚偽があったとき。 取り消す。	(3)	100 点
					(4) 工事が竣工したにもかかわらず竣工届を提出しない	(4)	40 点
					とき。		
	-				(5) 検査の改善指示に従わないとき。	(5)	500 点

茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

	法	関係法	令条文	指定工事		違反点数	
区分	根拠条文	法	施行規則	業者規程	違反内容 指導方法・対応	建 原	又点釵
					(6) 道路占用(掘削)許可、道路使用許可を受けずに工	(6)	350 点
					事を施工したとき。		
					(7) 道路占用(掘削)許可、道路使用許可の受けた内	(7)	100 点
					容、条件等に従わない工事を施工したとき。		
					(8) 道路掘削するにあたり、事前の埋設物調査を怠り、	(8)	100 点
					埋設物を破損し、被害を与えたとき。		
					(9) 施工上の安全管理を怠り従業員を死傷させたとき。	(9)	300 点
					(10) 施工上の安全管理を怠り公衆に死傷者を出し、又は	(10)	400 点
					被害を与えたとき。		
					(11) 指定停止処分中に工事を施工したとき。	(11)	500 点
					(12) 過去に文書による警告を受けているにもかかわら	(12)	500 点
					ず、故意に違反行為を繰り返したとき。		
					(13) その他の業務に関し不正又は、不誠実な行為をする	(13) 50-	~500 点
					おそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者		
					と判明したとき。		
		第25条の3		第9条第2号	8. 法人であって、その役員のうちに上記3~7のいず 欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場	未対応	500 点
		第1項第3号		第5条第3号	れかに該当する者がいることが判明したとき。 合は処分しない。指導に従わない場合は指定を		
		^		^	取り消す。		
② 給水装置工事	第25条の11	第25条の4	第21条第1項	第9条第4号	1. 指定工事業者の指定を受けた日から2週間以内に給 「選任届」を速やかに提出するよう指導する。	判明時	90 点
	第1項第2号	第1項・第2		第13条第1項	水装置工事主任技術者を選任しないとき。 指導に従わない場合は指定を取り消す。		500 点
任等義務違反		項	第21条第2項	第9条第4号	2. 選任した給水装置工事主任技術者が欠けた日から2 「選任届」を速やかに提出するよう指導する。	判明時	90 点
				第13条第2項	週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任し 指導に従わない場合は指定を取り消す。	未対応	500 点
					ないとき。		
				第9条第4号	3. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をし 「選任届」、「解任届」を速やかに提出するよ	判明時	
				第13条第3項	ないとき。 う指導する。指導に従わない場合は指定を取り	未対応	500 点
					消す。		
			第21条第3項	第9条第4号	4. 給水装置工事主任技術者が同時に2以上の事業所に 該当する給水装置工事主任技術者の兼任を解	判明時	90 点
				第13条第4項	おいて選任され、その職務を行うに当たって支障がき、「解任届」を提出するよう指導する。指導	未対応	500 点
					発生したとき。 に従わない場合は指定を取り消す。		

茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

	法	関係法	関係法令条文		違反内容	化溢土汁 牡片	違反点数	
区分	根拠条文	法施行規則		業者規程		指導方法・対応		
③ 変更の届出義	第25条の11	第25条の7	第34条	第9条第3号	1. 次のいずれかに掲げる事項に変更があって、当該変	「変更届」を速やかに提出するよう指導する。	判明時 90 点	
務違反	第1項第3号			第8条第1	更のあった日から30日以内にその届出をしなかった	指導に従わない場合は指定を取り消す。	未対応 500 点	
				項・第2項	とき。			
					①事業所の名称及び所在地			
					②氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ			
					の代表者の氏名			
					③法人にあっては、役員の氏名			
					④給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事			
					主任技術者が交付を受けた免状の交付番号			
			第35条	第9条第3号	2. 事業を廃止又は休止したときは、当該廃止又は休止	「廃止届」、「休止届」、「再開届」を速やか	判明時 90 点	
				第8条第3項	の日から30日以内に、また、事業を再開したとき	に提出するよう指導する。指導に従わない場合	未対応 500 点	
					は、当該再開の日から10日以内にその届出をしな	は指定を取り消す。		
					かったとき。			
				第9条第3号	3. 上記1及び2について虚偽の届出をしたとき。	「変更届」を速やかに提出するよう指導する。	判明時 100 点	
						指導に従わない場合は指定を取り消す。	未対応 500 点	
	第25条の11	第25条の8	第36条第1号	第9条第5号	1. 給水装置工事(軽微な変更を除く)ごとに給水装置	給水装置工事申込書の給水装置工事主任技術者		
準違反	第1項第4号			第14条第1号	工事主任技術者を指名しないとき。	を記入する欄が空白の場合は、記入するよう指		
						導する。		
			第36条第2号		2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装		30 点	
				第14条第2号	置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事			
					を施工する場合において、当該配水管及び他の地下			
					埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせること			
					がないよう適切に作業を行うことができる技能を有	技能を有しているか否かにより最終判断する。		
					する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事す			
					る他の者を実地に監督させないとき。			
			第36条第3号		3. 企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の	「給水装置工事設計及び施工基準」等に従わな	判明時 90 点	
				第14条第3号	条件に適合しない工事を施工したとき。	い場合は、適合させるよう工事のやり直しを指	未対応 500 点	
						示する。指導に従わない場合は指定を取り消		
						す。		

茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

F7 /\	法	関係法令条文		指定工事	違反内容	化溢土汁 牡片	\ \$
区分	根拠条文	法	施行規則	業者規程	建 及内容	指導方法・対応	違反点数
			第36条第4号	第9条第5号 第14条第4号	4. 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事 に従事する者の給水装置工事の施工技術向上のため に、研修の機会を確保するよう努めなかったとき。	研修の機会を確保するように指導する。	10 点
			第36条第5号	第9条第5号 第14条第5号 イ	5. 水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したとき。	基準に適合するよう工事のやり直しを指示す る。	480 点
			第36条第5号口	第9条第5号 第14条第5号 口	6. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	適正な機械機器具を備え付けるよう指導する。	100 点
			第36条第6号	第9条第5号 第14条第6号	7. 指名した給水装置工事主任技術者に、施工した給水 装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又 は、当該記録をその作成した日から3年間保存しな かったとき。	記録の作成・保存を指導する。	180 点
	第25条の11 第1項第5号	第25条の9		第9条第6号 第17条	1. 給水装置の検査の際、企業長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。		判明時 100 点 未対応 500 点
	第25条の11 第1項第6号	第25条の10		第9条第7号 第18条	2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。		判明時 100 点 未対応 500 点
	第25条の11 第1項第7号			第9条第8号	3. 施工した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。	水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示 し、文書で注意する。悪質な場合は即指定を取 り消す。また、水道法違反の事実が明白であ り、かつ重大であるときは、指定を取り消す。	300~500 点
⑥ 不正申請	第25条の11 第1項第8号			第9条第1号	1. 不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき。	事実が判明したら、速やかに取消し行う。	500 点

法:水道法 施行規則:水道法施行規則 指定工事業者規程:茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者規程